

## 第16章 仮使用承認に関する基準

法第11条第5項ただし書の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所の一部を仮に使用する場合の承認の基準は、次のとおりとする。

### 1 承認対象

- (1) 製造所等の仮使用承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少ない部分とする。
- (2) 次に掲げる場合は、承認できないものであること。
  - ア 製造所等の全部に変更の工事に係る作業が及ぶもの。
  - イ 変更工事により仮使用承認の申請部分が、法第10条第4項の規定に基づく位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しなくなる時。
  - ウ 移動タンク貯蔵所の変更工事(危政令第15条第1項第1号に定める基準の変更を除く。)に係るとき。
- (3) 変更の工事に係る部分以外の部分に設置されている給油取扱所の専用タンク及び危政令第9条第1項第20号に規定されるタンク等における危険物の貯蔵又は取扱いが、営業中(就業中)、休業中(就業時間外)を問わず仮使用の承認が必要となること。
- (4) タンク内に危険物が貯蔵されているときは、危険物貯蔵施設を使用していることとなるので、仮使用の承認が必要となる。

なお、地下貯蔵タンク(引火点40度未満のものを貯蔵する場合を除く。)に限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないとみなし、仮使用の承認を必要としないものとする。

### 2 承認条件

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる安全対策が講じられていること。ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

#### (1) 共通事項

##### ア 安全な工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、作業工程等が組まれていること。

##### イ 安全組織の確立

- (ア) 設置者及び元請け、下請け等のすべての工事業者を対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。
- (イ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合等、緊急時における対応策が確立されていること。

##### ウ 火気管理

火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花を発生するおそれのある工事が行われないこと。

ただし、次に掲げる措置が講じられ火災予防上十分な措置が講じられている場合を除く。

- (ア) 火気使用の規制範囲及び規制内容が明確であること。
- (イ) 火気使用場所直近に、消火器等が配置されていること。

エ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有できるものであること。

なお、給油取扱所においては、業務の特殊性から、上記のほか自動車の給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

オ 工事場所と仮使用場所の区画

(㊦) 工事場所と仮使用場所とが明確にされ、かつ、工事場所と仮使用場所は、工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

(㊧) 仮使用部分の上部で工事が行われている場合は、工具等の落下を防止するため水平区画が設けられていること。

なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等は、不燃材料を用いるものとし、区画の大きさは、仮使用に応じたものであること。

(㊨) 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置がとられていること。

(㊩) 工事場所の周囲には、仮囲い、バリアード及びロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置が講じられていること。

カ 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いられ、必要に応じ、換気が十分行われること。

キ 仮設施設、設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合は、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

ク 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等危険物施設に必要な設備を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

## (2) 作業内容別事項

ア 危険物の抜き取り作業

(㊦) 可燃性蒸気をみだりに発生させない措置が講じられ、随時、周囲の可燃性蒸気の有無をチェックする体制が確立されていること。

(㊧) 危険物の抜き取り後、設備又は配管内は完全に危険物が除去され、又は不活性ガスによる置換が行われること。

(㊨) 静電気災害が発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器を接地し、又は流速を制限する等の静電気災害を防止する措置が講じられていること。

イ 溶接、溶断作業

(㊦) 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断するとともに、溶接、溶断を行う部分の危険物は完全に除去すること。

(㊧) 溶接、溶断の際、火花、溶さいの飛散、落下等により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には必要な保安措置を講ずること。

## 3 承認申請の時期

仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることを原則とする。

なお、同時に受け付けない場合は、変更許可申請の受付後に行う。

#### 4 掲示板

仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出するよう指導すること。

(金沢市危険物規制規則 様式第17号(第10条関係))

消防法による仮使用承認済	
製造所別	
承認年月日 番 号	年 月 日 第 号
承認行政庁名	金沢市長

備考 1 縦25cm以上、横35cm以上とすること。

2 地は白色、文字は黒色とすること。

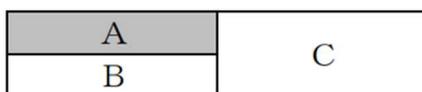
#### 5 複数の変更工事に伴う仮使用の手続

「製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について」(H11 危24)によること。

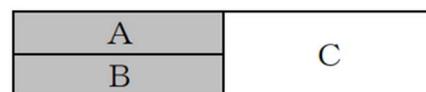
#### 6 段階的な工事により仮使用範囲を工事期間中に変更する場合の手続

製造所等の部分的な変更工事を段階的に実施する場合で、次のすべてに適合するときは、工事期間中に仮使用範囲を変更することにより、変更部分であっても工事着手前には仮に使用することができるものとする。

- (1) 工事を明確に分割して実施すること。
- (2) 各工程中、それぞれに十分な安全対策が講じられること。
- (3) 工事部分は、完成検査までは使用しないこと。



工事部分A、仮使用部分B+C



工事部分A+B、仮使用部分C